

提案仕様書等に関する質問回答（令和4年5月25日発注分）

業 務 名		JR 大久保駅前エリアにおける公共施設等の整備・運営に係る調査業務委託	
No.	資料名及び ページ番号	質 問	回 答
1	公告文「公募 型プロポーザ ル方式業務委 託の実施につ いて」 1 ページ	<p>プロポーザル方式参加要件（2（2））において、明石市又は兵庫県内に本店を登録若しくは支店・営業所を有する者に参加要件を限定されています。今回このような参加要件を設定されている理由をお教えてください。</p>	<p>本件のプロポーザル方式参加要件については、「明石市制限付一般競争入札実施要綱」第3条を準用の上、類似事例等を参考に設定しています。</p> <p>【参考：「明石市制限付一般競争入札実施要綱」より抜粋】 （入札の参加対象者） 第3条 制限付一般競争入札は、明石市入札参加資格者名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）のうち市内に本店を置いている者（以下「市内業者」という。）を対象として行う。ただし、特殊、大規模その他高度な技術を要する工事等に係る制限付一般競争入札については、登録業者のうち市内に支店、営業所、事務所その他これに類する施設（以下「営業所等」という。）を有し、かつ、当該営業所等において契約締結の代理人を置く旨の登録を行っている者（以下「準市内業者」という。）についても対象とすることができる。</p> <p>2 前項ただし書の規定により準市内業者を対象としてもなお入札に参加できる者の数が少ない入札案件である場合は、市内業者及び準市内業者以外の登録業者を対象とすることができる。</p>